

地域防災計画 修正要旨 概要版

1.防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(1)消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記。

(2)避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正。

また、市が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記。

(3)防災関係機関相互の連携

市において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市町村及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記。

2.水防法等の改正を踏まえた修正について

(1)要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、犬山市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて追記。

(2)要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて追記。

3.安否不明者の氏名公表について

(1)安否不明者等の情報収集について

安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて追記。

4.車中泊避難について

(1)避難所が備えるべき設備の整備

市において、避難所には内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境確保に向けた取組指針」を踏まえ、テントや仮設トイレ等の備蓄品の整備や空調・洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備をすることとしている従来の記載に加え、感染症やプライベート空間の確保を目的に、小中学校におけるグラウンド等の広場のある避難所では、広場を車中泊避難スペースとして積極的に活用し、広場のない避難所では車中泊避難スペースの確保に努めることについて追記。

5.その他の修正について

○線状降水帯について

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記。

○気象防災アドバイザーについて

市において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記。